

は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該各事業年度又は各連結事業年度の申告書等にこの項前段の規定により添付された書類に当該計算の基礎となる金額として記載された」に改める。

第七十一条第一項中「ものを除く。次条第一項」を「ものを除く。次条及び第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）」に、「取消し」を「取消し等」に、「事業年度を除く。次条第一項」を「事業年度を除く。第七十二条第一項」に改め、同項第一号中「に係る法人税額」を削り、同条に次の一項を加える。

5 次の各号に掲げる場合に該当する場合で、かつ、当該各号に規定する申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項（期間の計算及び期限の特例）の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告書の提出期限の翌日から同項の規定により当該申告書の提出期限とみなされる日までの間に確定申告書に記載すべき第七十四条第一項第二号に掲げる金額又は連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額が確定したときは、第一項に規定する事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までにこれらの金額が確定したものとみなして、前

各項の規定を適用する。

- 一 第一項第一号に規定する前事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が第七十五条の二第一項（確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定により四月間延長されている場合
- 二 第一項第一号に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が第八十一条の二十四第一項（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定により四月間延長されている場合

第七十一条の次に次の一条を加える。

（中間申告書の提出を要しない場合）

第七十一条の二 国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定による申告に関する期限の延長により、内国法人である普通法人の中間申告書の提出期限と当該中間申告書に係る事業年度の第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該中間申告書を提出することを要しない。

第七十二条第一項中「前条第一項各号」を「第七十一条第一項各号（中間申告）」に改め、同項ただし

書中「同項ただし書」の下に「若しくは前条」を、「要しない場合」の下に「（当該期間において生じた第四項に規定する災害損失金額がある場合を除く。）」を加え、「同条」を「第七十一条」に、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同項第二号中「及び」を「第六十八条第三項（所得税額の控除）及び」に改め、同条第三項中「の計算」を「及びその計算」に、「第六十八条第三項（所得税額の控除）」を「第六十八条第四項」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この項において同じ。）により、内国法人の当該災害のあつた日から同日以後六月を経過する日までの間に終了する第一項に規定する期間において生じた災害損失金額（当該災害により棚卸資産、固定資産又は政令で定める繰延資産について生じた損失の額で政令で定めるものをいう。第一号において同じ。）がある場合における同項に規定する中間申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該期間を一事業年度とみなして第六十九条第一項に規定する外国法人税の額で同条の規定により控除されるべき金額及び第六十八条第一項に規定する所得税の額で同項の規定により控除されるべき

金額をこれらの順に控除するものとしてこれらの規定を適用するものとした場合に同項の規定による控除をされるべき金額で第一項第二号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがあるときは、その控除しきれなかつた金額（当該金額が当該期間において生じた災害損失金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

第七十五条第一項中「に規定する理由」を「の規定の適用を受けることができる理由」に改め、同条第七項中「あわせて」を「併せて」に改める。

第七十五条の二第一項中「会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、当該事業年度以後の各事業年度の当該申告書をそれぞれ同項に規定する提出期限までに提出することができない」を「定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下この条において「定款等」という。）の定めにより、又は当該内国法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない」に改め、「基づき、当該」の下に「事業年度以後の」を加え、「除く。」の「を」を「除く。」

以下この項及び次項において同じ。）の当該」に、「特別の事情により各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長が指定する月数の」を「次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該内国法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該定めの内容を勘案して四月を超

えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間

二 当該特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 税務署長が指定する月数の期間

第七十五条の二第八項中「第七十五条の二第六項」を「次条第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項中「第二項」を「第三項」に、「第一項」を「第一項」

に、「同条第五項中「三月」とあるのは「十五日」を「同条第四項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第五項中「三月以内に同項」とあるのは「十五日以内に次条第一項」に改め、「して」の下に「同項」を加え、「（第七十五条の二第一項）を「（同条第一項各号）」に、「その」を「その」に、「期間」を「期間とし、同項各号の指定に係る月数の変更をしようとする旨の申請があつた場合にはその申請に係る変更後の月数の期間とする。」、同条第一項」に改め、「同項に規定する申告書に係る事業年度」とあるのは「その適用に係る各事業年度」と、「当該事業年度」とあるのは「当該各事業年度」と、「」を削り、「「第七十五条の二第一項」を「次条第一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「同項に規定する理由若しくは事情」を「定款等の定めに変更が生じ、若しくは同項の特別の事情」に、「又は当該事情」を「同項各号に掲げる場合に該当しないこととなつたと認める場合又は同項の特別の事情若しくは同項第二号のやむを得ない事情」に、「又は同項の指定」を「同項各号の指定を取り消し、又は同項各号の指定」に、「当該取消し」を「これらの取消し」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項に」を「第一項に」に、「当該申告書の提出期限までに決算が確定しない理由、同項」を「定款等

の定め又は同項の特別の事情の内容、同項各号」に改め、「月数」の下に「（同項第二号のやむを得ない事情があることにより同号の指定を受けようとする場合には、当該事情の内容を含む。）」、同項各号の指定に係る月数の変更をしようとする場合にはその変更後の月数」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前項の申請書には、第一項又は第二項の申請をする内国法人が定款等の定めにより各事業年度終了の日の翌日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることを当該申請の理由とする場合にあっては、当該定款等の写しを添付しなければならない。

第七十五条の二第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定の適用を受けている内国法人が、同項各号に掲げる場合に該当することとなつたと認められる場合、同項各号に掲げる場合に該当しないこととなつたと認められる場合又は定款等の定め若しくは同項の特別の事情若しくは同項第二号のやむを得ない事情に変更が生じたと認められる場合には、納税地の所轄税務署長は、その内国法人の申請に基づき、当該事業年度以後の各事業年度に係る同項に規定する申告書の提出期限について、同項各号の指定をし、同項各号の指定を取り消し、又は同項各号の

指定に係る月数の変更をすることができる。

第七十八条第一項中「確定申告書」を「中間申告書（第七十二条第一項各号（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載したものに限る。）の提出があつた場合又は確定申告書」に、「当該申告書に」を「これらの申告書に同条第四項第一号又は」に、「所得税額等の控除不足額」を「確定申告」に、「当該申告書を」を「これらの申告書を」に改め、同条第二項中「確定申告書」を「中間申告書又は確定申告書」に、「当該申告書」を「当該確定申告書」に改め、同条第三項中「同項の」の下に「中間申告書に係る事業年度又は同項の」を加え、「附さない」を「付さない」に改める。

第八十条第一項中「当該申告書」を「当該確定申告書」に、「（この条）を」（第五項において準用するこの項の規定により当該還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするもの及びこの条）に改め、同条第三項中「確定申告書をその」を「確定申告書（期限後申告書を除く。）をその」に、「当該申告書」を「欠損事業年度の青色申告書である確定申告書」に改め、同条第四項中「当該申告書」を「確定申告書」に、「当該事実」を「事実」に改め、同条第七項中「第四項」の下に「及び第五項」を、「（第一項）の下に」（第五項において準用する場合を含む。以下この項

において同じ。）」を加え、「同項に規定する確定申告書」を「第一項の確定申告書（期限後申告書を除く。）又は仮決算の中間申告書」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項から第三項までの規定は、災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この項において同じ。）により、内国法人の当該災害のあつた日から同日以後一年を経過する日までの間に終了する各事業年度又は当該災害のあつた日から同日以後六月を経過する日までの間に終了する中間期間（第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間に係る同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書（以下この項及び第八項において「仮決算の中間申告書」という。）を提出する場合における当該期間をいう。以下この項において同じ。）において生じた災害損失欠損金額（事業年度又は中間期間において生じた第七十四条第一項第一号（確定申告）又は第七十二条第一項第一号に掲げる欠損金額のうち、災害により棚卸資産、固定資産又は政令で定める繰延資産について生じた損失の額で政令で定めるもの（仮決算の中間申告書の提出により既に還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）に達するまでの金額をいう。）

がある場合について準用する。この場合において、第一項中「当該確定申告書」とあるのは「当該各事業年度に係る確定申告書又は当該中間期間（第五項に規定する中間期間をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に係る仮決算の中間申告書（第五項に規定する仮決算の中間申告書をいう。以下この項及び第三項において同じ。）」と、「欠損金額に係る事業年度」とあるのは「災害損失欠損金額（第五項に規定する災害損失欠損金額をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に係る事業年度又は中間期間」と、「前一年」とあるのは「前一年（当該欠損事業年度に係る確定申告書又は仮決算の中間申告書が青色申告書である場合には、前二年）」と、「欠損金額（第五項において準用するこの項の規定により当該還付所得事業年度の所得に対する法人税の額につき還付を受ける金額の計算の基礎とするもの及び）」とあるのは「災害損失欠損金額」と、第三項中「連続して青色申告書である」とあるのは「連続して」と、「青色申告書である確定申告書（期限後申告書を除く。）をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情がある」と認める場合には、欠損事業年度の青色申告書である確定申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）」とあるのは「確定申告書を提出した場合（中間期間において生じた災害損失欠損金額について同項の規定の適用を受ける場合には、当該中間期

間に係る仮決算の中間申告書を提出した場合」と読み替えるものとする。

第八十一条の三の見出しを削り、同条第一項中「及び第二十六条第三項（還付金等の益金不算入）」を「、第二十六条第三項（還付金等の益金不算入）及び第二十七条（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）」に改める。

第八十一条の四の見出しを削り、同条第二項中「当該譲渡した」を「その譲渡した」に改め、同条第三項中「第四号」を「第五号」に、「第六十一条の二第十六項」を「第六十一条の二第十七項」に改める。

第二編第一章の二第一節第三款第三目の目名を次のように改める。

第三目 外国税額等

第二編第一章の二第一節第三款第三目中第八十一条の五の次に次の一条を加える。

（連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）

第八十一条の五の二 連結親法人が第八十一条の三十一第五項（連結欠損金の繰戻しによる還付）に規定する中間期間において生じた同項に規定する災害損失欠損金額（以下この項において「災害損失欠損金額」という。）について同条の規定の適用を受けた場合には、同条第五項に規定する仮決算の連結中間

申告書の提出により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた災害損失欠損金額に相当する金額は、当該中間期間の属する連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

2 前項の規定により益金の額に算入される金額のうち各連結法人に帰せられる金額については、政令で定める。

第八十一条の七第一項及び第八十一条の八第一項中「連結確定申告による」及び「確定申告又は連結確定申告に係る」を削る。

第八十一条の十第一項中「が当該支配日」を「が当該特定支配連結事業年度開始の日」に、「うち当該支配日」を「うち同日」に改め、同条第二項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改める。

第八十一条の十三第二項中「次に掲げる金額の合計額（」を「連結所得等の金額（第一号から第五号までに掲げる金額の合計額から第六号に掲げる金額を減算した金額をいう。」に、「「連結所得等の金額」という」を「同じ」に改め、同項第二号中「第八十一条の三第一項」の下に「（個別益金額又は個別損金額）」を加え、「受贈益の益金不算入」を「受贈益」に改め、「（個別益金額又は個別損金額の益金又は

損金算入)」を削り、同項第三号中「連結事業年度における受取配当等の益金不算入」を「受取配当等」に改め、同項に次の一号を加える。

六 第八十一条の五の二（連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）の規定により当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上益金の額に算入された金額

第八十一条の十四第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の連結事業年度において第八十一条の二十第一項各号（仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等）に掲げる事項を記載した連結中間申告書の提出により第八十一条の二十九第一項（所得税額等の還付）又は第百三十三条第一項（更正等による所得税額等の還付）の規定による還付金がある場合の前項の所得税の額には、当該還付金の額（当該連結中間申告書に係る第八十一条の二十第一項に規定する期間の末日の翌日から同日の属する第十五条の二第一項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度終了の日までの間に第四条の五第一項又は第二項（第四号又は第五号に係る部分に限る。）（連結納税の承認の取消し等）の規定により第四条の二（連結納税義務者）の承認を取り消され

た連結子法人があるときは、当該還付金の額のうち当該連結子法人に帰せられる金額として政令で定める金額を控除した金額）を含まないものとする。

第八十一条の十五第五項中「（第八項）を」（同項）に改め、同項第二号中「。第七項」を「。同項」に改め、同条第九項中「書類の」を「書類（以下この項において「明細書」という。）の」に、「同項」を「第一項」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる個別控除対象外国法人税の額その他の財務省令で定める金額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該明細書に当該」に改め、同条第十項中「は、当該各連結事業年度又は各事業年度の申告書等にこの項前段の規定により添付された書類に」を「の計算の基礎となる」に、「として記載された金額又は」を「その他の財務省令で定める金額又は」に、「として記載された金額を基礎として計算した」を「その他の財務省令で定める金額は、税務署長において特別の事情があると認める場合を除くほか、当該各連結事業年度又は各事業年度の申告書等にこの項前段の規定により添付された書類に」に改める。

第八十一条の十八の見出しを削り、同条第一項第四号中「同条第三項」を「連結欠損金の繰戻しによる

還付) (同条第四項及び第五項」に改め、「(連結欠損金の繰戻しによる還付)」を削る。

第八十一条の十九第一項中「この条及び次条」を「第八十一条の二十(仮決算をした場合の連結中間申告書の記載事項等)まで」に改め、同項第一号中「に係る法人税額」を削り、同条第二項中「取消し」を「取消し等」に、「若しくは」を「若しくは」に、「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条第四項中「とき又は」を「とき、又は」に改め、同条に次の一項を加える。

8 次の各号に掲げる場合に該当する場合で、かつ、当該各号に規定する申告書の提出期限につき国税通則法第十条第二項(期間の計算及び期限の特例)の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告書の提出期限の翌日から同項の規定により当該申告書の提出期限とみなされる日までの間に確定法人税額又は連結確定申告書に記載すべき第八十一条の二十二第一項第二号に掲げる金額が確定したときは、第一項の連結事業年度開始の日以後六月を経過した日の前日までにこれらの金額が確定したものとみなして、前各項の規定を適用する。

一 第一項第一号イに規定する事業年度の第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限が第七十五条の二第一項(確定申告書の提出期限の延長の特例)の規定により四月間延長されている場合

二 第一項第一号に規定する前連結事業年度又は同号口に規定する連結事業年度の第八十一条の二十二第一項の規定による申告書の提出期限が第八十一条の二十四第一項（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）の規定により四月間延長されている場合

第八十一条の十九の次に次の一条を加える。

（連結中間申告書の提出を要しない場合）

第八十一条の十九の二 国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定による申告に関する期限の延長により、連結親法人の連結中間申告書の提出期限と当該連結中間申告書に係る連結事業年度の第八十一条の二十二第一項（連結確定申告）の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、前条第一項本文の規定にかかわらず、当該連結中間申告書を提出することを要しない。

第八十一条の二十第一項中「前条第一項各号」を「第八十一条の十九第一項各号（連結中間申告）」に改め、同項ただし書中「同項ただし書」の下に「若しくは前条」を、「要しない場合」の下に「（当該期間において生じた第四項に規定する災害損失金額がある場合を除く。）」を加え、「同条」を「第八十一条の十九」に、「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、同項第二号中「及び」を「第八十一条

の十四第二項（連結事業年度における所得税額の控除）及び」に改め、同条第三項中「課税標準の」を「益金の額又は損金の額の」に改め、「の要件」を削り、「第八十一条の十四第二項（連結事業年度における所得税額の控除）」を「第八十一条の十四第三項」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この項において同じ。）により、連結親法人の当該災害のあつた日から同日以後六月を経過する日までの間に終了する第一項に規定する期間において生じた災害損失金額（各連結法人の当該災害により棚卸資産、固定資産又は政令で定める繰延資産について生じた損失の額で政令で定めるものの合計額をいう。第一号において同じ。）がある場合における同項に規定する連結中間申告書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載することができる。

一 当該期間を一連結事業年度とみなして第八十一条の十五第一項に規定する外国法人税の額で同条の規定により控除されるべき金額及び第八十一条の十四第一項に規定する所得税の額で同項の規定により控除されるべき金額をこれらの順に控除するものとしてこれらの規定を適用するものとした場合に

同項の規定による控除をされるべき金額で第一項第二号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがあるときは、その控除しきれなかつた金額（当該金額が当該期間において生じた災害損失金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）

二 前号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

第八十一条の二十三第一項中「に規定する理由」を「の規定の適用を受けることができる理由」に改め、同条第二項中「前項」を「前項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第二項中「理由」とあるのは、「理由又は連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」と読み替えるものとする。

第八十一条の二十四第一項中「会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由により決算が確定しないため、」を「定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（第一号において「定款等」という。）の定めにより、若しくは連結法人に特別の事情があることにより、当該連結事業年度以後の各連結事業年度終了の日の翌日から二月以内に当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合」に改め、「基づき、当該」の下に「連結事業年度以後

の」を加え、「の申告書」を「の当該申告書」に、「特別の事情により各連結事業年度終了の日の翌日から四月以内に当該各連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことその他やむを得ない事情があると認められる場合には、税務署長が指定する月数の」を「次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該連結親法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該定款等の定めにより当該連結事業年度以後の各連結事業年度終了の日の翌日から四月以内に当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該定めの内容を勘案して四月を超えない範囲内において税務署長が指定する月数の期間

二 当該特別の事情があることにより当該連結事業年度以後の各連結事業年度終了の日の翌日から四月以内に当該各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、連結法人に特別の事情があることにより当該連結事業年度以後の各連結事業年度終了の日の翌日から四月以内に当該各連結事業年度の連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 税務署長が指定する月数の期間

第八十一条の二十四第二項中「から第五項まで」を削り、「前項」を「前項」に、「を適用する場合について」を「の適用を受けている連結親法人について、同条第三項及び第四項の規定は前項の申請及びこの項において準用する同条第二項の申請について、同条第五項から第七項までの規定は前項の規定の適用を受けている連結親法人について、それぞれ」に改め、「同条第二項中」の下に「が、同項各号」とあるのは「が、第八十一条の二十四第一項各号（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）」と、「定款等」とあるのは「同項に規定する定款等（以下この条において「定款等」という。）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第八十一条の二十四第一項」と、「を」を加え、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「以内」との下に「又は同項の特別の事情の内容」とあるのは「若しくは同項の特別の事情の内容又は連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」と、同条第四項中「内国法人」とあるのは「連結親法人」と、同条第五項中「若しくは同項の」とあるのは「若しくは第八十一条の二十四第一項の」と、同条第七項中「同項に」とあるのは「第八十一条の二十四第一項に」とを加え、同条第三項中「前項」を「前項」に、「第七十五条の二第二項」を「第七十五条の二第三項」に、「第一項」を「第一項」に、「同条第五項中」を「同条第四項中「第一項」とある